

## 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の 国民健康保険料が軽減されます！

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より、佐建国保の運営につきましても、ご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和6年1月から出産者の産前産後期間の健康保険料が軽減する制度が設立されました。

つきましては、該当される方は次の通りお手続きをお願いいたします。

今後とも佐建国保の安定運営にご理解とご協力をお願いいたします。

### 対象となる方

○令和5年11月1日以降にお子様を出産された被保険者

### 免除の内容

○出産日が属する月の前月から4か月分に相当する健康保険料が軽減されます。

○双子などの多胎妊娠の場合は、出産日が属する月の3ヶ月前月から6か月分に相当する健康保険料が軽減されます。

○軽減対象月（二重線の部分が軽減期間）

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産日			

多胎の方				出産日			
------	--	--	--	-----	--	--	--

○令和5年度の出産においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が軽減されます。

	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
単胎の方				出産日			

令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

### 必要書類

- ・産前産後期間に係る健康保険料軽減措置届出書（様式25号）
- ・母子手帳の写し、または住民票

### 提出先

所属されている支部組合に提出下さい。